



特集 安心・安全な学校づくりに向けた柳井中学校の取組 「正しいことを正しい方法で」～ 県内一斉綱紀保持研修を通して～



10月1日（木）、本校では**県内一斉綱紀保持オンライン研修**に参加し、教職員としての責任と、信頼される学校づくりについて改めて研修を深めました。弁護士による講話や他校の実践紹介を通して、学校教育は、生徒や保護者の皆様からの信頼の上に成り立っているということを改めて確認しました。毎朝、大切なお子様を学校へ送り出してくださる、その信頼に応えることの重みを、私たち教職員一人ひとりが受け止める機会となりました。



講話では、法令やルールは、過去の出来事の教訓を踏まえ、子どもたちの権利や安全を守るためにあることを学びました。生徒の成長を願う気持ちを適切な指導につなげるためには、一人ひとりの受け止め方に心を配り、関わり方や伝え方を丁寧に考えることが大切です。「これまでこうしてきたから」「自分は大丈夫だから」と考えるのではなく、相手がどう受け止めるかを意識し、自らの言動を見つめ直すことが大切です。



また、他校の実践からは、不祥事防止を「自分ごと」として捉えることや、日々の当たり前の行動を丁寧に積み重ねることの重要性を学びました。綱紀保持は毎日の教育活動と深く結びついています。気づきや迷いが生じたときには、一人で抱え込まず、教職員同士で相談し、組織として判断・対応することも確認しました。

本校では、8月にお知らせしましたとおり、「**正しいことを正しい方法で**」を合言葉に、次の「生徒・保護者との3つの約束」を掲げています。

- ① 私たちは、思いやりをもって聴き、伝えます。
- ② 私たちは、気付きをつないで、共に考えます。
- ③ 私たちは、振り返り、よりよい行動を創造します。

今回の研修では、この約束に関する取組も振り返りました。3つの約束は、本校の学校教育目標「**思いやる 気付く 考え 創造する**」を、教職員自身の行動に結びつけたものです。掲げるだけで終わらず、生徒への声かけや保護者の皆様への説明、教職員間の情報共有など、日々の場面で実践することを大切にしていきたいと思います。

学校では今後も、生徒が安心して学び、保護者の皆様が安心してお子様を送り出していただけるよう、組織全体で綱紀保持に取り組んでまいります。

こどもをまもろう みんなでまもろう ～こども性暴力防止法施行に向けて～

10月7日（水）に「**こども性暴力防止法**」の施行に向けた教職員対象の研修職員会議を行いました。この法律は**教育・保育などのこどもに接する場でのこどもへの性暴力を防ぎ、こどもの心と身体を守るため**、2024年6月に成立しました。この法律で定められている取組は、**2026年12月25日に施行される予定**です。学校には、**教職員等に関する所定の確認や研修、こどもを性暴力からまもる環境づくり、相談体制の整備**などが求められます。

今回の研修では、法律の趣旨を理解するとともに、子どもとの日々の関わりを見つめ直し、安心して過ごせる環境づくりや、相談を受けた際の対応について学びました。教職員が「**こどもに対する性暴力は断じて許されない**」という共通理解をもち、学校全体で取り組むことの大切さを改めて確認しました。

本校では、研修での学びを日々の教育活動に生かし、子どもたちが安心して学び、成長できる学校づくりを進めてまいります。ご家庭と共に子どもの気持ちや小さな変化を受け止め、困ったときには安心して大人に相談できる関係をつくっていきたいと考えています。ご理解とご協力をお願いいたします。



性暴力とは 個人の尊厳を著しく踏みにじる重大な人権侵害であり、**犯罪になり得る行為です。**

例えば、
着替え、トイレ、入浴をのぞかれた／抱きつかれた、キスされた／服を脱がされた／衣類で隠れる部分（プライバシーゾーン）を触られた／下着姿や裸の写真・動画を撮られる、送るよう求められる など

保護者のみなさま お願い

日頃からよくコミュニケーションを取りましょう

こどもへの性暴力は、身近な人でも気づきにくいもの。
こどもの異変やSOSに、大人がいち早く気づくことが大切です。

こどもへの性暴力はこの3つが特徴です ①深刻さ ②相談のしづらさ ③発見のしづらさ

日頃からこどもと話しておくこと

- ✓ 水着で隠れる部分（プライバシーゾーン）は、自分も相手もお互いに見せない・触らせない
- ✓ イヤな触られ方をされそうときは、「イヤだ」「やめて」と言ってもいい
- ✓ 「イヤだ」「やめて」と言えなかったとしても、あなたは悪くない
- ✓ イヤなことをされたら、すぐに大人に相談する

こんな様子が見られたら「どうしたの?」と声をかけてみましょう

- ・不眠（夜更かし、怖い夢を見るなど）
- ・集中力の低下、ぼんやりする
- ・自信喪失、自己卑下
- ・人との距離の変化（人と接触を避ける、過度に距離が近い） など

こどもから性被害の相談を受けた時の対応

- ・「話してくれてありがとう」「あなたは悪くないよ」と伝え、疑ったり否定したりせず、寄り添いながら話を聴いてください。
- ・聴き取る内容は最小限にし、こどもが自発的に話す内容のみ受け止めてください。詳しく尋ねると、記憶に影響するおそれがあります（記憶の汚染）。
- ・なるべく早く児童相談所／ワンストップ支援センター／警察等に相談してください。

児童相談所 #189 ワンストップ支援センター #8891 警察 #8103

2026年12月25日施行 「こども性暴力防止法」とは?

「こども性暴力防止法」は、学校や保育所、学習塾やスポーツクラブなど、こどもに対して教育・保育などを提供する場での性暴力を防止するための制度です。こうした施設・事業者には、従事者の性犯罪歴の有無の確認／相談窓口の設置／性暴力の疑いが生じた際の調査／被害児童の保護・支援／従事者への研修が求められます。

性犯罪歴があると、性暴力のおそれがあるとの判断の下、こどもと接する業務に就くことができなくなります。